

# 国際養子縁組の最近の動向

## —日本の国際養子縁組の法制度化を考える—

Recent Trends in Intercountry Adoption  
—Implications for Legislation in Japan—

森 恭子  
大槻 弥栄子

### はじめに

筆者らの所属する社会福祉法人日本国際社会事業団は、業務の一つとして長年にわたり国際養子縁組を取り扱っている。近年日本人男性とフィリピン人女性の婚姻増加にともない、フィリピン人女性の連れ子を養子縁組するケースが多くなっている<sup>1)</sup>。その際、私たちはフィリピンの国際養子縁組法に則って養子縁組の手続きをすすめているが、それは後述するように児童の福祉を十分に考慮したものとなっている。実際、フィリピンは未成年者が海外に出国する時には、誰が何の目的で連れていくのかということを経済機関であるフィリピン社会福祉開発省が検査し、その許可を得るシステムになっている。

日本の場合をみるとどうだろうか。日本の子どもがどのような形で出国しようとも何も問題にはならない。出国に関して子どもの保護を目的とした規制がないので、子どもが出国する場合、国際養子縁組なのか、あるいはその名を借りた人身売買のようなものなのか分からないともいえる。つまり国際養子縁組という児童の福祉や人権を守るべき最も営利追求とは無縁でなければならない分野に、それを目的とした個人や斡旋団体が容易に参入できる状態であるともいえよう。どのくらいの数の子どもたちがどのような形で海外に養子として渡っているのかという実態さへ掴めていないのが日本の現状である。筆者らの団体においても時々悪徳な養子斡旋の例を耳にするが、それらを

裏付ける証拠を得たり、実態を正確に把握することは一団体としては難しい作業である。

一方、国際的な状況を鑑みるとどうだろうか。国際条約やあるいは他国では国際養子縁組に関して日本よりもいっそう敏感であるようだ。例えば「児童の権利に関する条約」、「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」あるいは前述したフィリピンの国際養子縁組法などによって示されるだろう。これらの背景には、後述するように国際社会でのいわゆる先進国と発展途上国の経済格差による子どもの人身売買の横行や実親が安易に子どもを手放したり、養親志願者が子どもを選別したりというような大人の都合による縁組が先行したことなどがあるだろう。そのために国際社会においては児童の利益を最優先し、好ましくない養子斡旋を規制しようとする動きが顕著となっている。

本稿では、国際養子縁組をめぐる国際社会の動向や諸外国の取り組みに焦点をあてることにより、日本での国際養子縁組の法制度化の確立に向けての示唆を得ることを目的とした。筆者らの団体では住友信託銀行の社会福祉法人社会福祉事業研究開発基金の助成を受けて1996年6月から11月まで4回にわたって国際養子縁組研究会を開催した<sup>2)</sup>。そこでは福祉や法分野の専門家や実践者の講演が行われ、主に児童福祉の分野に関わる出席者を中心にこの問題が討議された。本稿はその研究会に主に基づくものである。

表3 どのように感じたか(5段階評定)

	ウォーミング	話し	思い出レストラン	話し	思い出図書館	バス	親と会話	3グループ	守護天使	自主グループ	展示会	講義
1)身体を動かしてとても楽しかった	3.8	0.4	3.4	0.5	3.1	0.8	3.0	0.9	3.2	0.3	3.2	0.2
2)言いたいことが言えてすっきりした	2.7	0.7	2.7	2.9	2.4	3.1	2.9	3.5	3.3	3.1	2.9	3.1
3)新しい自分、今まで気付かなかった自分に気付いた	2.0	1.4	1.8	1.8	2.0	1.8	2.3	2.3	2.8	2.0	1.9	2.7
4)グループの他の人が理解できた	3.2	2.8	3.2	3.1	2.7	3.2	3.1	3.7	3.1	3.5	3.2	3.6
5)いろいろな記憶がよみがえり楽しかった	3.5	2.9	3.6	3.0	3.6	2.5	2.1	2.8	2.8	2.5	3.4	2.5
6)嫌なことを思い出して辛かった	0	0.1	0.3	0.3	0.2	0.9	0.7	0.6	0.9	0.9	0.9	0.3
7)グループの人たちと親しくなれた	2.7	2.2	2.7	2.1	2.8	2.9	3.0	3.5	3.3	3.2	3.2	3.0
8)グループにとけこめず辛かった	0.2	0.1	0.3	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
9)人間は素晴らしいと感じた	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	1.8	2.1	2.1	2.3	1.7	2.5	2.6
10)自分の問題解決に役立った	1.4	1.5	1.3	1.9	1.5	2.1	2.5	2.6	3.1	2.0	1.9	2.7
11)自分が一人でなく支えられていると感じた	1.9	1.6	1.5	1.3	1.8	2.2	2.5	2.4	3.0	2.0	2.5	2.7
12)演じたり、自分のことを言うのが恥かしかった	1.0	0.7	1.3	0.6	0.9	0.5	1.3	0.6	1.2	0.2	0.5	0.7
13)緊張して疲れた	0.6	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2
14)全体として楽しく過ごせた	3.9	3.2	3.5	3.2	3.5	3.9	3.2	3.6	3.6	3.7	3.7	3.2
15)技術として役立った	2.5	2.0	2.3	1.6	2.3	2.0	2.9	2.7	3.0	1.9	2.5	3.1

## 1 なぜ近年国際養子縁組が世界的に注目されるのか

国際養子縁組は第二次世界大戦直後においては、主として戦災孤児あるいは駐留軍兵士と駐留先の国の女性との間の混血児を対象としたものであり、国内での養親が見つかりにくい場合に人道的な見地から国外の養親へ縁組を求めるといったものであった。筆者らの団体もまさにそのような子どもたちを海外の養親家庭に託すことを目的とし、戦後まもなく出発した<sup>3)</sup>。

しかし、戦後50年以上を経た今、国際養子縁組をめぐる事情は当時とは異なっている。国連の諮問機関であり筆者らの団体の本部であるISS (Internatioanl Social Service) の事務局長である Ngabonziza 氏の言葉をかりて言えば、以下のように特徴づけられよう (Ngabonziza 32 引用)。すなわち—

1. 「豊かな」国々における養子縁組に出される子どもの数の減少。最大の理由は未婚の母が社会的地位を得てきた事である。
2. 発展途上国において貨幣経済と都市化に起因する経済状態の悪化と大家族のネットワークの崩壊。
3. こうした機会を捕えた養子縁組機関や他の仲介者の出現。

本来国際養子縁組は児童に家庭を提供するところであるが、実際は子どもに恵まれない夫婦に養子として望まれる子どもを提供する手段になっている。主として先進諸国の子の縁組を望む者たちが国内では子どもの数が減少したため適当な子どもが見つからない場合に国境を越えて子どもを求める。いわゆる多数の子どもたちをかかえる発展途上国の子どもが養子となるために先進諸国へ送られるという国際養子縁組の数が上昇したといえよう。Saralee kan は、国際養子縁組によって移

動した子どもの数を調査したが<sup>4)</sup>、それによれば80年から89年までの10年間に少なくとも、世界では17万から18万人の子どもたちが国際養子縁組のために海外へ移動していると概算している。また80年から89年にかけて約62%その数が上昇したと報告している。

それにともない国際養子縁組をビジネスとして扱う個人や仲介業者もしばしば報道されている。中南米ではアメリカやカナダに子どもを斡旋する新商売が登場し、ホテルやレストラン業者、乳母、弁護士、判事に至るまでこのビジネスに群がり、スラムから妊娠中の若い娘を見つけてくる専門の探し屋までであるという。またロシアのある施設では寄付のかわりに外国人に子どもの親権を認めるところもあるようだ (Newsweek 57 参照)。またあるイギリス人がルーマニアを中心とした東欧地域においてソーシャルワーカーや妊娠中の女性を探す者たちとネットワークを確立し養子縁組斡旋ビジネスを企んでいる記事も紹介されている (Daily Mainichi 参照)。さらに世界的なネットワーク化が進む中でインターネット上において子どもの写真入りで養子縁組を斡旋している団体もある<sup>5)</sup>。需要と供給がある意味では一致する国際養子縁組ではこのまま野放しにしていれば、子どもの人権を無視する状況は続くままである。従って、国際社会の中で子どもの人権を保障する動きが活発になってきた。国際養子縁組に関して既存の条約や体制とは違った、新しい枠組みで国際的な協力体制を築き上げる必要性が国際的に認識されるようになったのも当然な成り行きといえよう。

国連は1986年に「国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言」(以下、「国連宣言」と略す)を総会で採択した。その宣言の草案に基づき国際社会福祉協議会

(ICSW)でも1979年に国際養子縁組の手続きに関するガイドラインの公文書化が最初に提案され、以後討議の末1982年ブライトン憲章としてまとまった。さらに1989年の「児童の権利に関する条約」(以下、「児童の権利条約」と略す)の中でも国際養子縁組について言及されており、その具体的なものとして「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」(以下「ハーグ国際養子条約」と略す)がハーグ国際私法会議において採択されるに至った。

## 2 「児童の権利条約」と「ハーグ国際養子条約」

以上の様々な国際条約の中で特に注目されるのは「児童の権利条約」と「ハーグ国際養子条約」である。周知のように「児童の権利条約」は、児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とするものであり、もはや世界的にどの国においても受け入れられている条約といえよう。日本は1990年9月21日にこの条約に署名し、ようやく1994年4月22日に批准に至った。そして「ハーグ国際養子条約」は、「児童の権利条約」と「国連宣言」の原則に基づいてさらに国際養子縁組に関してより具体的に規定したものである。日本は署名も批准もしていないが、本条約はハーグの他の条約と比べると比較的署名、批准が多く成功したほうに位置づけられている<sup>6)</sup>。

この「ハーグ国際養子条約」は通常のハーグ国際私法会議で採択される条約とは多少異なった性格をもっていることが指摘されている(鳥居1995: 37-38 参照)。成城大学の鳥居教授<sup>7)</sup>によれば、もともとハーグ国際私法会議は、世界的な規模で国際私法の統一をはかることを目的とするものであり、そこで採択された条約は、通常、準拠法、管轄権問題を取り上げるのであるが、この条約はその点が明記されていないという。すなわち、子ども

の保護のための最小限の実質的な保護措置を定めて、それを国際協力によって実行し、条約に従ってなされた養子縁組が締約国で承認されることを保障しようということに限定しているという特徴をもつもので、いわゆる「人権宣言」的な条約ということである。子どもの受入国と出身国との利害関係があり折り合わなかった為に、さらに一歩踏み込めなかったこともあろうが「子のための最低限度の保障措置を定め、それを確保するための国際協力体制を確立するとともに、養子縁組の仲介者を条約の規制の下に置いて、子の売買、取引、奪取などが養子縁組の名の下に行われることを防止しようとした条約の意義は大きい。」と教授は指摘する(鳥居 1995: 42 引用)。国際養子縁組に関して世界的な規模で一歩大きく前進させた条約であることは間違いないといえよう。

## 3 国際条約及び諸外国にみる動向

それでは、それらの中では国際養子縁組に関して、どのようなことが規定されているのであろうか。上記の「児童の権利条約」「ハーグ国際養子条約」さらに、諸外国の実践例として、フィリピン、ベルギーを取り上げる。フィリピンは既に「ハーグ国際養子条約」を批准しており、さらに1995年にフィリピン国際養子縁組法を制定した。それまでは国内法で補っていたが、国内法の養子縁組を基本としながら国際養子縁組に関して特別に法制度的に整備したのである。しかしこの法律が制定されるまで10余年を費やしたという(De Leon 70 参照)。ベルギーのフランス語地域では1991年3月4日の政令で「青少年援助に関する法律」が初めて制定されその中に「養子縁組機関の資格について」という規定が定められている。そしてこの規定に基づき、同年7月19日付の省令において、斡旋機関の資格基準や業務内容などについて規定するいわゆる運営要綱のようなものを

定めている（菊池 50 参照）。以下、それぞれに共通して表れている項目をひろいあげることにより、その動向を見出したい。

#### (1) 権限ある当局及び認可された団体による養子縁組

どの文書を眺めても一様に気がつくことは「権限ある当局」「認可された団体」という記述の多さである。つまり養子縁組は誰もがむやみに介入できないということを明記しているといえよう。「児童の権利条約」では21条に養子縁組の規定があるが、その最初の21条 a において「児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。」とある。同様21条 e でも一方の国ならず、他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努めるよう書かれている。

「ハーグ国際養子条約」では、その第3章（6条-13条）において、中央当局及び認可された団体についての規定が設けられており、より具体的に詳細を定めている。第6条1では「締約国は、この条約に定める義務を履行するための中央当局を指定するもの」とし中央で適切な措置がとられることを要求している。また中央当局に代わって、それぞれの国で適正に「認可を受けた団体」も養子縁組業務に携わることができることを第9条～第13条において認めている。認可される団体についての要件は、第11条で規定されており、すなわち、a「認可国の権限ある当局が定める条件に従い、かつ、その制限の範囲内で非営利目的のみを追及すること」、b「倫理的基準により、かつ、訓練又は経験により国際養子縁組の分野で活動するための資格を認められた者が理事及び職員であること」、c「構成、運営及び財政につき同国の権限ある当局の監督を受けること」となっている。そして、ある締約国で認可された団体は他の締約

国が認めれば、その国においても活動できることになっている。実際は22条において、認可されていない団体、個人の養子縁組も認められ、子どもの売買や人権侵害が懸念されるところではあるが<sup>9)</sup>、一定の条件を設けていることで防止している。例えば14条の規定ははずされているため、養親となろうとする者の申請の受理はできない。また22条5項において養親についての報告書、出身国についての報告書も作成できないことになっている。

フィリピンは国際養子縁組法定にともない、中央当局として国際養子縁組委員会（The Intercountry Adoption Board）が創設された。その第2条において委員会の役割、権限、任務などが規定がされている。委員会の長はフィリピン社会福祉開発省の大臣が務め、それ以外に6名のメンバーが大統領により任命される。6名とは精神科医あるいは心理学者から1名、法律家2名、ソーシャルワーカー1名、児童の保護や託置にかかわる活動（Child-caring and placement activities）に従事するNGOの代表2名である。フィリピンでは個人が養子縁組することは認めておらず、国際養子縁組に関しては外国の養子縁組機関は上記委員会より認定され、許可されなければ業務を行えないことになっている。

ベルギーは、養子縁組の斡旋団体は資格の認定の申請は青少年援助及び保護に関する担当大臣に宛て行う。窓口は、青少年援助及び保護の担当行政当局である。しかし、資格を得ることができなかった団体は禁止されることはないが、資格を受けることにより、自治体から公的補助が受けられ、また外国の関係機関において信頼を得ることができるという（菊池 64 参照）。また外国の養子縁組機関の場合も青少年援助及び保護の担当行政当局にいくつか書類を提出し、審査を受けることが省令8条で規定されている。

## (2) 国際養子縁組は最終的な手段である

養子縁組はまず国内養子縁組が最初に考慮され、それが難しい場合において国際養子縁組が考慮されるということが世界の共通した認識であろう。「児童の権利条約」では21条bで児童が出身国において里親、養親に託されないか、適当な方法の監護が受けられない時に、国際養子縁組を考慮することが認められている。そしてその際、国際養子縁組は国内の養子縁組の同様の保護及び基準を児童が受けることを21条cで規定している。「ハーグ国際養子条約」ではその前文に「各国が第1次的には子とその出身家庭の保護の下にとどまることができるための適切な手段をとるべきであることを想定し、国際養子縁組が出身国において相応しい家庭が見つからない子のために恒久的な家族の利益を提供するものであることを認識し…」とある。大量の子どもを抱える出身国あるいは家族にとっては、国際養子縁組は、やっかい者ともいえる子どもを引き取ってくれる有効な手段となりえるし、子どもが先進諸国の恵まれた家庭で養育されたほうが子の利益に適っていると正当化される要素を含んでいる。しかし、そのような安易な方向を取ることがないよう、出身国の努力義務を推進するものである。実際、フィリピンでは国際養子縁組法の第3条7項において委員会がまず国際養子縁組に斡旋する前に、まず国内で縁組する措置を講じることができるようガイドラインを定めることを決めている。そして国際養子縁組が年間600人を越えないよう規定している。できれば国内で縁組したいという思いは養子として送り出す国の側に強いかもしれない。フィリピン社会福祉開発省のソーシャルワーカーである De Leon 氏は「いつの日か私たちは自分たちの力で子どもたちをケアする事が出来るようになり、養子縁組というものがふさわしくなくなるようなことを願ってやまない。その時が来るまでしばらく

の間、親の希望や周囲の状況で実親に育てられない子どもたちが他の家庭の中で幸せに育てられていくのを見守っていく義務がある。」と語る (De Leon 71 引用)。

## (3) 人身売買等の禁止

言うまでもなく、子どもの人権侵害となる人身売買には当然注意が払われている。「児童の権利条約」の21条dでは国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとることを明らかにしている。「ハーグ国際条約」では前文及び第1条の目的でも明らかのように「子の奪取、売買及び取引を防止するための締約国の協力の制度を定めること」とし、中央当局が適切な措置をとるよう要求している (第8条)。フィリピンは、その点が特に強く打ち出されているといえよう。国際養子縁組法では委員会の業務の第一番目にあげられているのが、虐待、搾取、不正取引および人身売買からフィリピンの子どもの保護することであり、養子縁組に関する不正な金銭的・その他の利得を防ぐことが書かれている (第2条4項a、d)。また委員会の権限と任務の項においても同様にそのような不正行為を防止するための制度作りをすることを定めている (第2条6項f、g)。さらに、第4条には不正行為に対する刑罰の規定が設けられており、最悪ではシンジゲートがらみの人身売買となる犯罪とみなされたら、終身刑に値するという規定がある。国際養子縁組法の中で定められた刑罰は他の法律などで課せられた上に加えて課せられるものであるとすると、フィリピンにおいては厳しく決められているのは注目に値する。

## (4) 国際間の協力システムの中で位置づけられた養子縁組の手続き

「ハーグ国際養子条約」の第4章(14条～22条)では国際養子縁組の手続きの要件が詳細に規定されている。そのフローチャートはアンドレア・ビュッシュによって簡潔に整理されている(アンドレア・ビュッシュ 41 参照)。その一連の手続きの流れを言えば、養親志願者(子の縁組を望む者)が、その常居所の国の中央当局に対して養子縁組の申請をする(14条)。そして受入国(養子を受け入れる側)の中央当局は養親志願者に関して身元や縁組の適格性や家族歴、社会的環境などを調べ報告書を作成し、それを出身国(子どもを送る側)の中央当局へ送付する(15条)。出身国の中央当局は、子どもが縁組可能と認めた場合、その子に関しての報告書を作成し、それとともに必要な同意を得た証拠、託置に関する決定理由を受入国の中央当局へ送付する(16条)。そして出身国は子にふさわしい養親を選択し託置を決定する、いわゆるマッチングを行う。その際、条約は養親の同意を得て、受入国が子の託置の決定の承認をし、受入国と出身国の両国の中央当局が縁組進行の合意をし、さらに第5条の規定に従いながら、養親志願者の資格や縁組の適性及び子が受入国へ入国し永住できるあるいはできるだろうということを規定している(第17条)。その後、両国の中央当局は子が出国から受入国への入国、永住に関しての必要な措置をとる(18条)。子の移動が行われた後、託置、試験的養育期間の経過報告を両国の中央当局は互いに通報する(第20条)。養子縁組の承認について、権限ある当局によって行われたことが証明がされた養子縁組は、法律上当然に他の締約国により承認されるとしている(23条)。

これらの作業の中で注目されることは、国際養子縁組の特色ともいえるが、国際間の協力がなされなければ養子縁組はスムーズに行えないことが認識され、そのためにそれぞれの中央当局のすべき任務が明記されていることであろう。一つは、

子の国際間の移動に伴い、子の入国や永住に関してあらゆる措置を講じるように要求していること、二つめは、養子縁組が成立した場合、それが他国でも有効となるということである<sup>9)</sup>。しばしばよく問題になることであるが、一方の国で養子縁組が成立したのに他国で養子縁組そのものや子の滞在が認められない場合がある。最近、台湾で養子縁組が成立したものの、日本政府の入国管理法で滞在が許可されず、子どもが不安定な身分のままの状態が報道されていた<sup>10)</sup>。そのようなことを事前に防ぐためにも然るべき機関によって国際間で連絡がとられることが必要不可欠なことである。

フィリピンの場合も、一連の養子縁組手続きは「ハーグ国際養子条約」に則っている。フィリピンの子どもが養子縁組可能かどうかについては、メディアを通して実親を探すという6ヶ月の公示期間が設けられている。実親が表れない場合は裁判所が子どもを孤児と承認し初めて養子縁組が可能と判断されるシステムになっている。日本でフィリピンの子どもの養子縁組を希望する場合は、まず筆者らの団体が養親志願者を調査しフィリピンの国際養子縁組委員会に、調査報告書や必要書類を提出する。委員会は子に適当な養親家庭と判断すれば託置の許可をする。我々は子が日本に入国し養親に託置され適応状態をみることになるが、適応期間6ヶ月の間にさらに報告書を作成し提出する義務がある。委員会によって適応状態良好と判断されれば承諾書が発行されるが、その後は日本での法制度に則って作業をすすめている。お互い協力体制が整っている所以他国と比べるとフィリピンとは円滑に作業が行われているように思う。しかし、前述したように日本の場合は養子縁組と滞在に関することについての連携がないという問題がある<sup>11)</sup>。我々も委員会から日本で養子となるフィリピンの子どもが滞在について正式に認められるという証明書を事前に発行してもらえよう

要求されているが、その要求にはなかなか答えられそうもない。

#### (5) 専門的な業務であること

養子縁組は誰でもが行える単なる手続き上の処理ではない。上記の手続きからも察することができるが非常に専門的な要素を含んでいる。養親志願者に対して、その適正をあらゆる面から調査、検討し、また子どもの側に関しても養子縁組が本当に子の最善の利益として適当であるかどうか評価しなければならない。その後子どもと養親家庭の適切な託置を決定し、適応状況も十分検討されなければならない。また実親に対しても養子縁組に至るまで、およびその後の十分なケアも必要となるだろう。養子縁組に関わり合う子ども、養親、実親という三者へのカウンセリング、相談援助が要求される。またとくに国際養子縁組の場合、それぞれの国の法制度、文化的、社会的状況や国際間の移動などともなう手続き上の知識なども身につけておく必要があるだろう。

「ハーグ国際養子条約」では中央当局あるいは認可された団体は、その国における養子縁組に関する相談サービス及び養子縁組のサービス発展を促進しなければならないとし（9条c）また認可された団体あるいはそれ以外の個人の職員としての要件として、訓練や経験によって国際養子縁組の分野で活動するための資格が認められた者でなければならないことが規定されている（第11条b、第22条2項）。

ベルギーは、省令の第2条で養子縁組機関の職員について言及しているが、それによると専門家集団で成り立つよう要求されている。職員は管理者チーム、多分野専門家チーム、助言者チームの3つに分けられている。管理者チームは経営に携わる職員であるが、多分野専門家チームは、ソーシャルアシスタントの有資格者、心理学の学位取

得者、医学博士資格取得者の各1名をおくことが最低基準である。その1名を常勤又はパートの雇用契約することと規定している。助言者チームは、法学博士又は修士資格取得者と小児精神科の専門医からなるとし、これらの専門家は有給の協働契約又はボランティア協力協定をするように規定している。多分野専門家は青少年援助及び保護局によって企画あるいは承認された研修を継続的に受けることが義務づけられている（菊池 51 参照）。

フィリピンでは主としてソーシャルワーカーが一連の養子縁組の業務に携わっている。ソーシャルワーカーの国家資格制度が確立されていて、フィリピン社会福祉開発省のソーシャルワーカーはその資格を有している。さらにその上に専門性を高めるために等級を設けている。

## 4 日本の課題

以上、みてきたように日本は世界的な動向からかなり遅れているのではないだろうか。前述したように、国際養子縁組によって海外に渡った子どもの実態はわからないし、権限ある当局といったものもない。「児童の権利条約」を批准したものの、その21条に基づいて国内法が整備されているであろうか。「ハーグ国際養子条約」の批准とまでもいかなくとも、その基本原則にふまえ、国際養子縁組についての法制度の確立が望まれるところである。その際、上記に述べた世界的な動向が十分に考慮されなければならない。

まず、早急に取り組むべき課題は、実態の把握であろう。我々が行った国際養子縁組研究会において、ある養子縁組団体の職員が産院では簡単に子どもが養子に出されているという話も聞かれた。朝日新聞の記者らが、全国の主な国際養子縁組の斡旋団体、個人を調査した結果、92年までの10年間で少なくとも約650人の児童が海外に渡っていると報告しているがそれがすべてとは限らない



(朝日新聞大阪社会部 23参照)。毎年どこの国にどのくらい自国の子どもを養子として出したのかあるいはその逆に他国の子どもをどれだけ受け入れたかについても、先進国といわれる日本政府は当然把握しておくべき点ではないだろうか。

実際、日本は西欧諸国のようにキリスト教信者が多数ではないので、中絶に関して比較的抵抗がなく、その延長上に子どもを簡単に手放すことを安易に考えてしまうことが往々に行われてはいないだろうか。大人の都合や無責任で勝手に子どもを引き渡してしまう状態は避けたいものである。法制度化によって、そのようなことが予防されることが重要であろう。

そして、国際養子縁組が権限ある当局あるいは認可された団体によって行われることは、子どもに適切な家庭を提供し、不正な斡旋団体、個人を防止するためでもあるが、さらに加えて、将来、子どもが成長した時に重要な意味をもつものである。子どもが養子縁組された当時のプロセスや実親や養親の報告書が保管されていることは、子どもが自分のルーツを求める時に役に立つ。人間のアイデンティティ形成にとって、ルーツを知るということは非常に大事な部分であろう。特に国際養子縁組の場合、海外という距離的障害があるので、中央当局で一元的に保管されていることが望ましい。子どもは自分の過去を知る権利があり、それが跡形もなく消えてしまうことは防がなければならない。

日本は子どもが少ないのだから、国際養子縁組で日本の子どもが海外へ渡ってもその数はほんの僅かにすぎないのではないか、だからわざわざ法制度化する必要もないという声もあるかもしれない。しかし社会的弱者である児童を保護することは単に人数の問題ではなく、児童に対する売買、取引の不正行為の防止として大変意義があることである。他方で、日本は送出国という意識ではな

く、受入国の責務をも果たすべきではなかろうか。もはや日本国籍の子どもの利益のみを考えるのではなく、世界的な視野から児童を眺める必要があるだろう。送出国にとっては、その子どもが他国に渡って不安定な状態におかれていないかどうか気になるであろう。前述したように、日本は養子縁組と滞在に関する管轄との連携がないため、養子縁組が有効であっても養親と養子が同居ができないということになりかねない。国際間の協力体制という広い視野をもって然るべき機関によって柔軟に取り組むべきである。

そしてより積極的に考えるならば、国際養子縁組を国際援助の一環としてとらえることもできよう。「養子と里親の会」の事務局長である菊池氏は、ヨーロッパでは国際養子縁組は第三世界の国際援助という意識もあるがあるが、日本は世界から地理的にも国際的にも非常に孤立した国であって、困難にあっている外国人の人々を隣人としてイメージし、思いやるという精神性においてそれほど豊かな国とはいえないのではないかと話し、筆者らのような養子縁組団体に対して、困難にある国において保護しきれない遺棄された子どもたちに手を差し延べる家庭を開拓し、日本に迎え入れる役割を担うよう提案された(菊池58参照)。暫定的な処理と認識しながらも、国際貢献としての国際養子縁組のあり方も一歩踏み込んで考えていく必要があると思われる。

尚、本稿は、社会福祉法人日本国際社会事業団の研究プロジェクトとして、同事業団ソーシャルワーカー森恭子、平田美智子、坂本悦子、吉永倫子たちによる共同研究をもとに執筆したものである。

#### (註)

- (1) 80年代後半から取り扱い件数が増加し減少傾向はあ  
るが依然として件数は多い。(社会福祉法人日本国際

社会事業団 1996 : 34)

- (2) 住友信託銀行の社会福祉法人社会福祉事業研究開発基金の助成を受けて4回シリーズで以下のテーマで行われた。第1回「国際養子縁組の最近の動向」(ルーテル学院大学 大谷リツ子教授)、第2回「International Adoption As A Means To Provide A Family To A Child Deprived of His/Her Own」(International Social Service 事務局長 Mr. Damien Ngabonziza)、第3回「ベルギーにおける養子縁組斡旋の資格制度」(養子と里親を考える会事務局長 菊池緑氏)および「Philippine Intercountry Adoption program Department of Social Welfare and Development - Intercountry Adoption Board」(フィリピン社会福祉開発省ソーシャルワーカー Mrs. Bernadette De Leon)、第4回「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約について」(成城大学 鳥居淳子教授)。(詳細は社会福祉法人日本国際社会事業団 1997参照)
- (3) 1952年に東京に日米孤児救済合同委員会が発足し、その後1959年社会福祉法人日本国際社会事業団として再組織されることになった。
- (4) 主として先進諸国が海外から受け入れた養子の数を調査したものの。14ヶ国から有効な統計資料を得た結果を基にしている。児童数は1980年には11336人であり、1986年19631人でピークとなった。その後多少の減少はあるものの横ばい傾向。1989年は18351人。(Sarakee Kane 327)
- (5) インターネット上では養子縁組はビジネスのカテゴリーの中にもいくつか登場する。例えばあるアメリカの養子斡旋団体はロシアやグアテマラの養子可能な数十人の子どもの写真や年齢などをホームページで紹介していた。
- (6) 批准した国は11カ国で、キプロス、メキシコ、ポーランド、ルーマニア、スペイン、ブルキナファソ、コスタリカ、エクワドル、ペルー、フィリピン、スリランカである。署名した国は15カ国で、カナダ、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スイ

ス、イギリス、アメリカ、ウルグアイ、ブラジル、コロンビアである。(1996年9月26日現在)

- (7) 鳥居教授はハーグ国際養子縁組条約の成立時の国際私法会議第17会期に政府代表として出席した。
- (8) すなわち条約では私的養子縁組と独立養子縁組を認めた。これはアメリカ等は私的仲介機関による養子縁組を認めているので条約の批准国を多くすること、及び条約で統一的な枠組みと手続きの網をかぶせるという意味で結果的により多くの子の福祉に適用ものとなるとし採用となった。(鳥居 1995 : 25-26)
- (9) 自動承認といわれる。
- (10) 朝日新聞 8月26日朝刊
- (11) 例えば親戚あるいは他人の養子縁組の場合、託置が許可され子が入国した場合でも日本の入国管理法では通常最高で6ヶ月しか滞在が認められない。その間に報告書を作成し、フィリピンの委員会の承諾書を得て、日本での手続きに入るとなると非常に急を要する作業となる。

#### <文献目録>

- 朝日新聞 8月26日朝刊
- 朝日新聞大阪社会部 1995『海を渡る赤ちゃん』朝日新聞社
- アンドレア・ビュッシュェ 菊池緑訳「国際養子縁組に関する1993年のハーグ条約のコメント」『新しい家族』第27号 (1995. 7)、40-44
- Dayly Yomiuri 1995. 3. 26
- De Leon, Bernadette 1997 「Philippine Intercountry Adoption program Department of Social Welfare and Development Intercountry Adoption Board」『ISSJ国際養子縁組研究会報告書』社会福祉法人日本国際社会事業団、1997、40-49
- 菊池緑 1997「ベルギーにおける養子縁組斡旋の資格制度」『ISSJ国際養子縁組研究会報告書』社会福祉法人日本国際社会事業団、1997、35-39
- Ngabonziza, Damien 1997 「International Adoption As A Means To Provide A Family To A Child Deprived of His/Her Own」『ISSJ国際

- 養子縁組研究会報告書』社会福祉法人日本国際社会事業団、1997、25-25
- Newsweek 日本版 1994. 11. 30 56-58
  - 大谷リツ子 1997「国際養子縁組の最近の動向」『ISSJ 国際養子縁組研究会報告書』社会福祉法人日本国際社会事業団、1997、5-25
  - Sarakee Kane. 1993 : The Movement of Children for International Adoption: An Epidemiologic Perspective, The Social Science Journal, Volume 30, Number 4 (1993), 323-339
  - 社会福祉法人日本国際社会事業団 1996『日本人の夫とフィリピン人の妻によるフィリピン国際養子縁組家庭の実態調査』
  - 社会福祉法人日本国際社会事業団 1997『ISSJ 国際養子縁組研究会報告書』
  - 鳥居淳子 1995「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約について」『国際法外交雑誌』、第93巻第6号(1995)、1-42
  - 鳥居淳子 1997「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約について」『ISSJ 国際養子縁組研究会報告書』社会福祉法人日本国際社会事業団、1997、55-25